

連載

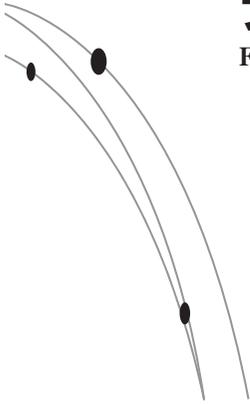
フィールド・アイ

Field Eye

ボルドーから——③

ボルドー大学 笠木 映里

Eri Kasagi



■ Uber 型労働にいかに対抗するか

フランス・ボルドーから発信する本連載の最終回では、前2回に続き、プラットフォームを用いた食事配達サービスに注目をして、Uber 型労働（プラットフォームを利用した業務委託による労働）に関するフランスの議論状況を紹介したい。最初に、本連載の初回に紹介した訴訟につき数日前に下された、労働者性の有無に関する裁判所の判断をごく簡単に紹介する。続いて、協同組合の枠組みに注目して Uber 型労働に対抗する最近の動きを、将来への展望として紹介する。

労働者性を否定する判決

初回の拙稿（本誌第 686 号）で、プラットフォームを用いた食事配達サービスを行っていた Take eat easy の倒産に伴って、同社のバイカーが労働者性を有すること等を前提として訴えを提起した事件が裁判所に係属中であることを述べた。新聞報道（9月27日付オンライン版ルモンド紙）によれば（判決文は本件執筆時点では未公表）、本件では、9名の元バイカー達が、Take eat easy 社との間に労働契約の関係があったこと、これを前提として、権利濫用的解雇と同社による労働契約関係の隠ぺいを主張し、解雇手当と失業手当に対応する損害の賠償等を請求した。前回の拙稿で紹介したようなバイカーのストライキ等も同時期に行われる中で判決が注目を集めていたが、9月27日、パリ労働裁判所は、原告らには労働者性が認められないことを前提として、本件が労働裁判所の管轄に属さない旨を述べて、請求を却下した（なお、Take eat easy 社側の弁護士は、バイカーには個別の配達依

頼を断る完全な自由があったことを、両者の間に労働契約が存在しなかったことの根拠として強調していたという）。同様に新聞報道レベルでの情報であるが、これまで同種の事案について3件の訴訟が提起されたものの、いずれも同様の経緯を辿っているとのことであり、プラットフォームを用いた業務委託につき司法の判断により労働契約性が認められる可能性はきわめて小さいものと思われる。

労働法による保護以外の対応策

以上の通り、訴訟によってバイカーに労働者性が認められる可能性は現状ではほとんど無いものと考えられる。また、立法的にそのような手当が採られる可能性も現在の政治状況からしてきわめて小さいと考えられることも初回の拙稿で既に述べた。それでは、バイカー達の不安定で時に危険な就労環境については、そうした働き方を選択した自営業者達の自己責任として甘受せざるを得ないのだろうか。

フランスで立ち上げられつつある新しいバイカー向けプラットフォーム「Coopcycle（自転車コープ）」は、労働法の枠組みを離れ、協同組合という組織形態に注目することで、上記のような状況の打開策を探ろうとしている。

昨年フランスで行われた労働法典改正（本誌第 687 号拙稿②の注 4 を参照）に対しては、自由主義的な経済・社会政策に反対する社会運動が大きな盛り上がりを見せ、とりわけパリのリパブリック広場で毎夜行われたデモ運動「Nuits de bout（立ち上がる夜）」が、労働法改正反対運動を契機として様々な社会運動を行う人々の集まる場として注目を集めた。Coopcycle は、こうした反労働法典改正とその延長線上に生じた活動にかかわった人たちが議論を交わす中で副産物として生まれた（プラットフォームの立ち上げにかかわった中心的な人物である Alexandre Segura 氏（34 歳）は、今年 8 月の「Society」紙により「今年を作る人物 50 人」の一人に挙げられている）。Coopcycle は、上述の Take eat easy の倒産という具体的かつショッキングな出来事も背景として、労働の Uber 化に対する具体的対抗策の試みとして立ち上げられたオープンソースのプラットフォームである¹⁾。

Coopcycle と協同組合

Coopcycle は、レストラン、食事を注文する顧客、

バイカーをつなぐ役割を果たすプラットフォームであり、既存の deliveroo や foodora のプラットフォームと全く同様の機能を有する。これらの企業とは異なるのは、Coopcycle がバイカーの協同組合による利用のみを想定している点である²⁾。協同組合は、フランス法の文脈では「社会的・連帯的経済 (économie sociale et solidaire)」と呼ばれる経済の一部門に属する組織形態である³⁾。協同組合活動 (coopération) の地位に関する 1947 年 9 月 10 日法律は、協同組合を、主として以下のような目的を掲げる会社と定義する (1 条)。^①メンバーの利益のために、メンバーの共同努力により、原価ないし価格を引き下げること、^②メンバーに対して提供される、ないしメンバーが生産し消費者に提供する製品の商業的なクオリティを引き上げること、^③より一般的に、メンバーの経済的・社会的活動の促進ないしメンバーの教育訓練の必要を満足させることに貢献すること。より具体的には、原則として (他の法律による規定がない限り) 組合員による運営により、組合員を対象としたサービスを提供すること、最低でも資本の 65% が組合員によって保有されることが法律上要求されている (前掲 1947 年法律 3 条, 3bis 条, 6 条)。上述の通り、Coopcycle 自体は、既存のプラットフォームと全く同様の機能を持つにとどまるのであり、つまりは、この協同組合という組織形態を通じて、バイカーの就労環境の改善が行われることが期待されている。具体的にバイカーの働き方にいかなる改善・変化が生じるかは現段階では全くの未知数であり、プラットフォームを利用する個々の協同組合自身の決定に依存するということになる (Coopcycle は、協同組合においてあらゆる利潤が「公正に」メンバーに分配されることをプラットフォームへの参加の条件としている)。

既存のプラットフォームが莫大な広告費を投入して大々的なマーケティングを行う中、Coopcycle がバイカー及び飲食店の参加と食事を注文する顧客を広く獲得することには、大きな困難が伴うことが予想される。また、激しい価格競争の中で、Coopcycle と個々の協同組合という枠組みが、組織として生き残りつどこまでバイカーの権利を守れるかという問題は勿論残る。そのため、市町村や国による公的支援の必要性も強く主張されている。

トゥールーズでの実験的実用化

現在はまだ試験的な実施の段階にある Coopcycle であるが、ボルドーから 250 キロほど離れたトゥールーズでは、Applicolis というスタートアップ企業が、今月末から初めて Coopcycle の実用を実験的に開始するという (8 月 31 日付 Médiapart 紙)。Applicolis は、昨年トゥールーズで立ち上げられた各種商品 (生花店、酒屋、印刷屋、無農薬食品店等) の配達を行う会社である。同社は、サービスの対象をレストランに拡大し、組織をバイカーの協同組合の形に改編したうえで、Coopcycle の提供するプラットフォームを活用して配達サービスを行うことを計画している。トゥールーズには既に deliveroo 等の企業が発展しているが、配達料金の計算方法を工夫することで、比較的高額の食事の注文についてはこうした大企業よりも有利な立場に立てると見込んでいる。また、deliveroo 等の企業は大規模な広告を通じて大きな知名度を有するが、これらの会社がバイカーに過酷な就労環境を強いていることも広く知られつつある。そのため、社会的に見てより優良な企業を選ぼうとする消費者の意識にも期待をしているという。

創始者の Segura 氏自身が「ユートピア的」と評する (9 月 28 日付 Médiapart 紙) プロジェクトではあるものの、労働の Uber 化に対抗する試みがどこまで現実にバイカーの働き方を変え、既存の大企業に対抗することができるのか、今後の動向が注目される。

- 1) Coopcycle の思想や誕生の経緯については、以下のブログに詳しい。<https://coopcycle.org/fr/> (最終閲覧日: 2017 年 9 月 29 日)。また、フランスの左派系インターネットニュースサイトである Médiapart に、Coopcycle のブログが掲載されており、このプラットフォームの活動に関する議論や最新の動向を知ることができる。<https://blogs.mediapart.fr/coopcycle/blog> (最終閲覧日: 2017 年 9 月 29 日)。
- 2) 8 月 11 日付「ouestfrance」紙オンライン版でインタビューに答えた Segura 氏は、このソフトウェアの開発に関わってみて、こうしたプラットフォーム自体の作成は全く難しいことではなく、ビジネスの要はマーケティングとアフターサービスにあることを学んだ、と述べている。
- 3) 社会的・連帯的経済については、これまで不明確だった定義等を明確化し、この分野の発展を促進することを目的とした法律が 2014 年に制定されている。Loi n° 2014-856 du 31 juillet 2014 relative à l'économie sociale et solidaire。

かさぎ・えり ボルドー大学・フランス CNRS 研究員。
最近の主な著作に『社会保障と私保険——フランスの補足的医療保険』有斐閣、2012 年。社会保障法専攻。